

広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十一号

広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（家畜人工授精用精液の採取回数） 第二条 法第十二条第一項ただし書の知事が定める回数は、一年間につき十回とする。</p> <p>（受講資格） 第五条 講習会の受講者は、家畜人工授精の業務又は家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を行う家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、法第十七条第一項及び第二項の規定に該当しないものでなければならない。</p> <p>（講習期間） 第六条 家畜人工授精に関する講習会の期間は、一回ごとに概ね一月とし、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の期間は、一回ごとに概ね二月とする。</p> <p>（受講及び修業試験の免除手続） 第十二条 省令第二十四条の二第一項の規定による免除を受けようとする者は、別記様式第三号による受講等免除願に別記様式第四号による書面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（家畜人工授精所の種畜） 第十八条 法第二十七条の規定により知事が定める規格は、別表のとおりとする。</p> <p>（家畜人工授精所の契約等） 第十九条 家畜人工授精所の開設者は、法第二</p>	<p>（家畜人工授精用精液の採取回数） 第二条 法第十二条但書の知事が定める回数は、一年間につき十回とする。</p> <p>（受講資格） 第五条 講習会の受講者は、家畜人工授精の業務又は家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を行う家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、法第十七条の規定に該当しないものでなければならない。</p> <p>（講習期間） 第六条 家畜人工授精に関する講習会の期間は、一回ごとに一月以内とし、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の期間は、一回ごとに二月以内とする。</p> <p>（受講及び修業試験の免除手続） 第十二条 省令第二十四条の二第一項の規定による免除を受けようとする者は、別記様式第三号による受講等免除願に別表第一の上欄に掲げる大学等の名称ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者が証する別記様式第四号による書面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（開設事項の異動） 第十八条 家畜人工授精所の開設者は、省令第三十二条の開設許可申請者及びその添付書類に記載した事項に異動を生じたときは、その都度、その旨を別記様式第九号により知事に届け出なければならない。</p> <p>（家畜人工授精所の種畜） 第十九条 法第二十七条第一項の規定により知事が定める規格は、別表第二のとおりとする。</p> <p>（家畜人工授精所の契約等） 第二十條 家畜人工授精所の開設者は、法第二</p>

十七条の契約等をし、又はこれを変更したときは、その都度、その旨を別記様式第九号により、知事に届け出なければならない。

十七条第一項の契約等をし、又はこれを変更したときは、その都度、その旨を別記様式第十号により、知事に届け出なければならない。

(種付成績等の報告)

第二十条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師は、前年の一月一日から十二月三十一日までの期間に種付した頭数及び前々年の一月一日から十二月三十一日までの期間に種付したものについての受胎成績等を別に定める様式により、毎年四月三十日までに知事に報告しなければならない。

2 (略)

第二十一条 (略)

(種付成績等の報告)

第二十二条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師は、前年の一月一日から十二月三十一日までの期間に種付した頭数及び前々年の一月一日から十二月三十一日までの期間に種付したものについての受胎成績等を別に定める様式により、毎年一月十日までに知事に報告しなければならない。

2 (略)

第二十三条 (略)

(家畜人工授精所の標識)

第二十一条 家畜人工授精所の管理者は、知事の証明を受けて、別記様式第十一号による木札をその開設する場所に掲示するものとする。

別表第一 (第十二条関係)

大学の名称	科目を修めたことを証する者
学校教育法に定める大学	総合大学にあつては学部長、単科大学にあつては学長又は学校長
農業者大学校 (農林水産省設置法第十七条第一項に規定する農業者大学校)	学校長
財団法人中国四国酪農大学生校 (昭和四十年十一月十八日に財団法人中国四国酪農大学生校という名称で設立された法人をいう。)	学校長
北海道農業専門学校	学校長
農民研修教育施設 (農業改良助長法第十四条第一項第三号の農民研修教育施設をいう。)	施設長
農業講習施設 (農業改良助長法第十四条第一項第四号の農業講習施設をいう。)	施設長
鯉淵学園 (財団法人農民教育協会 (昭和二十三年五月二十四日に財団法人農民教	学園長

別表（第十八条関係）

（略）

別表第二（第二十条関係）

（略）

育協会という名称で設立された法人をいう。）の経営する鯉淵学園をいう。） 農業者教育施設（財団法人農村更生協会（昭和十六年四月一日に財団法人農村更生協会という名称で設立された法人をいう。）の経営する農業者教育施設をいう。）	施設長
---	-----

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第1号 (第8条関係)

様式第1号 (第8条関係)

(略)

受講願
 年 月 日

広島県知事様

氏名 (印)
 (略)

(略)	
講習会の種別	(略)
(1)	家畜改良増殖法第17条第1項への該当
(2)	家畜改良増殖法第17条第2項各号への該当

注1・2 (略)

3 (1)欄及び(2)欄には、該当する事実について、ないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(2)欄にあつては該当する号の数字を記載すること。

4 (略)

(略)

受講願
 平成 年 月 日

広島県知事様

氏名 (印)
 (略)

(略)	
講習会の種別	(略)

注1・2 (略)

3 (略)

様式第2号 (第9条関係)

(略)	講習会 修了証	(略)
右は 年度第 回広島県家畜人工授精師養成講習会において 前記の講習課程を修了したことを証します。		
年	月	日
広島県知事		
印		

様式第2号 (第9条関係)

(略)	修了証書	(略)
右は平成 年度第 回広島県家畜人工授精師養成講習会におい て前記の講習課程を修了したことを証します。		
平成	年	月 日
広島県知事		
印		

様式第3号 (第12条関係)

受 講 等 免 除 願	
_____年 月 日	
広島県知事 様	郵便番号
	住 所
	氏 名
	(印)
	(略)
注 (略)	

様式第3号 (第12条関係)

受 講 等 免 除 願	
平成_____年 月 日	
広島県知事 様	郵便番号
	住 所
	氏 名
	(印)
	(略)
注 (略)	

様式第4号 (第12条関係)

学 科 目 取 得 証 明 書	
(略)	
(略)	
(略)	
_____年 月 日	
○ ○ 長	住 所
	氏 名
	(印)
注 (略)	

様式第4号 (第12条関係)

学 科 目 取 得 証 明 書	
(略)	
(略)	
(略)	
平成_____年 月 日	
○ ○ 長	住 所
	氏 名
	(印)
注 (略)	

様式第5号 (第14条関係)

右は	年度第	回	広島県家畜人工授精師修業試験に合格したことを証
します。			
_____	_____	_____	
年	月	日	
(略)			
家畜人工授精師修業試験合格証			
(略)			
広島県知事 氏 名			
印			

様式第5号 (第14条関係)

右は平成	年度第	回	広島県家畜人工授精師修業試験に合格したことを証
します。			
_____	_____	_____	
平成	年	月	日
(略)			
家畜人工授精師修業試験合格証			
(略)			
広島県知事 氏 名			
印			

様式第6号 (第14条関係)

家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書

_____年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名 (印)

(略)

1 合格年月日及び合格証番号
2 (略)

注 (略)

様式第6号 (第14条関係)

家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書

平成 _____年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名 (印)

(略)

1 登録年月日及び登録番号
2 (略)

注 (略)

様式第7号 (第16条関係)

家畜人工授精師修業試験受験願

_____年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名 (印)

広島県家畜改良増殖法施行細則第16条第1項の規定による修業試験を受験したいので、講習会修了証の写しを添えてお願いします。

注 (略)

様式第7号 (第16条関係)

家畜人工授精師修業試験受験願

平成 _____年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名 (印)

広島県家畜改良増殖法施行細則第16条第1項の規定による修業試験を受験したいので、修了証書の写しを添えてお願いします。

注 (略)

様式第8号 (第17条関係)

家畜人工授精所開設許可証
管理番号 第 号

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

広島県知事 印

注 (略)

様式第8号 (第18条関係)

家畜人工授精所開設許可証
指令 第 号

郵便番号
住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

家畜改良増殖法第24条の規定により、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

広島県知事 印

管 理 者	住 所	(郵便番号)
	(ふりがな) 氏 名	
獣医師又は 家畜人工授 精師	住 所	(郵便番号)
	(ふりがな) 氏 名	
業務の種別		

注 (略)

様式第9号 (第19条関係)

様式第9号 (第19条関係)

家畜人工授精用精液提供に関する契約 (変更) 届
年 月 日

広島県知事 様
家畜人工授精所開設者
郵便番号
住 所
氏 名 (印)

家畜人工授精用精液提供に関する契約 (変更) をしたので、広島県家畜改良増殖法施行細則第19条の規定により、別紙契約書の写しを添えて届けます。

注 (略) (略)

様式第10号 (第21条関係)

家畜人工授精用精液提供に関する契約 (変更) 届
平成 年 月 日

広島県知事 様
家畜人工授精所開設者
郵便番号
住 所
氏 名 (印)

家畜人工授精用精液提供に関する契約 (変更) をしたので、広島県家畜改良増殖法施行細則第21条の規定により、別紙契約書の写しを添えて届けます。

注 (略) (略)

様式第11号 (第22条関係)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。